

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

○亀岡市税条例施行規則の一部改正
 (税務課) 3

—— 告 示 ——

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 5

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 5

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 5

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 6

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 6

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 6

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 7

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 7

○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 7

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 8

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 8

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 9

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 9

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 9

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 10

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 10

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 10

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 11

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 11

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 11

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 12

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 12

○亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 12

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 12

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 13

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 13

—— 訓 令 ——

○第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～
 進行管理実施要綱 (夢ビジョン推進課) 14

—— 公 告 ——

- 一般競争入札（条件付き）の執行
（契約検査課） 17
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧
（農林振興課） 20
- 捕獲犬の抑留
（環境政策課） 20

—— 任免及び辞令 ——

監査委員会欄

—— 公 表 ——

- 平成24年度定期監査結果に対する措置状況 22
- 平成24年度定期監査結果に対する措置状況 23

教育委員会欄

—— 規 則 ——

- 児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部改正 24

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 個人演説会等施設の指定取消 24
- 個人演説会等施設の指定 24
- 定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 25

公平委員会欄

—— 告 示 ——

- 職員団体の登録 25

農業委員会欄

—— 規 程 ——

- 亀岡市農業委員会規程の一部改正 26

—— 公 告 ——

- 第57回亀岡市農業委員会総会の開催 26

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 27

規則

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第22号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第37号様式及び別記第40号様式中

「

	支払金額	控除額
生命 保険 料 控 除	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額の $1/2 + 7,500$ 円
	40,000円超 70,000円以下のとき	支払金額の $1/4 + 17,500$ 円
	70,000円超のとき	35,000円
	支払った生命保険料に、一般のものと個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれの控除額を上 の算式で計算し、合計します。	

」を

「

		支払金額	控除額
新契約		12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
旧契約		15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）			

」に、

「3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として京都府又は亀岡市の条例で定めるもの」

を

「3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として京都府又は亀岡市の条例で定めるもの

4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として京都府又は亀岡市の条例で定めるもの」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別記第37号様式及び別記第40号様式については、平成25年度の市民税・府民税の課税分から適用する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第107号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年5月2日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0506-65010

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成24年4月1日
- 3 無効になる日
平成25年5月2日

「揭示済」

亀岡市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月9日

亀岡市長 栗山正隆

「古世町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 西垣 行雄
- 2 変更年月日
平成25年4月21日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月9日

亀岡市長 栗山正隆

「篠町柏原区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 安川 敏夫
- 2 変更年月日
平成25年4月15日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月9日

亀岡市長 栗山正隆

「旭町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 市原 靖夫

2 変更年月日

平成25年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月9日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 廣瀬 義直

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月9日

亀岡市長 栗山正隆

「旭町杉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 川勝 和彦

2 変更年月日

平成25年4月7日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月9日

亀岡市長 栗山正隆

「吉川町穴川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 上田 博和

2 変更年月日

平成25年4月7日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月9日

亀岡市長 栗山正隆

「旭町印地区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 藤原 庸右

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第115号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成25年5月10日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成25年5月10日（金）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 7台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間
月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。
- 9 引取りのない場合の措置
保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第116号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年5月10日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1906-53002

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

- 2 交付した日
平成24年4月1日
- 3 無効になる日
平成25年5月10日

「揭示済」

亀岡市告示第117号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年5月15日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1101-81050

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成24年4月1日
- 3 無効になる日
平成25年5月15日

「揭示済」

亀岡市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月16日

亀岡市長 栗山正隆

「大井町並河区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 永田 吉郎

2 変更年月日

平成25年5月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月16日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町中町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 澤田 誠

2 変更年月日

平成25年4月27日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月16日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町勝林島上島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 桂 一雄

2 変更年月日

平成25年4月29日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月16日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町綾町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 川本 和弘

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月16日

亀岡市長 栗山正隆

「西町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 嵯峨根 彰

2 変更年月日

平成25年4月27日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月16日

亀岡市長 栗山正隆

「本梅町ひらまつ台区」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 省略

(2) 変更年月日 平成25年4月14日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 末田 弘信

(2) 変更年月日

平成25年4月14日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月16日

亀岡市長 栗山正隆

「吉川町吉田西区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 美馬 昇

2 変更年月日

平成25年4月21日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第125号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年5月16日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1152-25017

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年5月16日

「揭示済」

亀岡市告示第126号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年5月16日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1111-41054

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年5月16日

「揭示済」

亀岡市告示第127号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年5月23日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1208-51089

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年4月11日
- 3 無効になる日
 平成25年5月23日

「揭示済」

亀岡市告示第128号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年5月24日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1905-81073

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成25年4月30日
- 3 無効になる日
 平成25年5月24日

「揭示済」

亀岡市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成25年6月3日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成25年5月27日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月28日

亀岡市長 栗山正隆

「東堅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 達富 弘之

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年5月28日

亀岡市長 栗山正隆

「東本梅町あせび区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 田村 明夫

2 変更年月日

平成25年5月11日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第132号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年5月31日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0126-81062

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年5月31日

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第5号

庁中一般

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～進行管理実施要綱を次のように定める。

平成25年5月20日

亀岡市長 栗山正隆

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～進行管理実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～(以下「総合計画」という。)に定めた進行管理の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(総括)

第2条 進行管理に係る総括は、企画管理部長が行う。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画に係る事業

総合計画基本計画の具体的施策及び目指す目標に係る事業をいう。

(2) 進行管理部会

亀岡市総合計画審議会条例(昭和43年亀岡市条例第3号)第6条及び亀岡市総合計画進行管理部会設置規則(平成23年亀岡市規則第32号)に定める亀岡市総合計画進行管理部会をいう。

(3) 推進委員会

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～推進委員会設置規程(平成23年亀岡市訓令第5号)に定める第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～推進委員会をいう。

(4) 主管部

総合計画に係る事業を所管する部又は室をいう。

(進行管理の内容)

第4条 この要綱により実施する進行管理は、次のとおりとする。

(1) 進捗管理

(2) 評価・査定

(進捗管理)

第5条 進捗管理は、進捗管理事業(総合計画に係る事業のうち、進行管理実施年度の前年度に実施した事業をいう。)の進捗状況及び成果について把握、検証し、市民へ公開する。

2 企画管理部長は、執行不能又は著しい遅延が生じるおそれがある場合等必要があると認めるときは、主管部に対して調査及び調整を行う。

(評価・査定)

第6条 評価・査定は、評価・査定事業(総合計画に係る事業のうち、進行管理実施年度及びその前年度に実施している事業並びに進行管理実施年度の翌年度に開始する予定の事業のうちから選定した事業をいう。以下同じ。)について、次のとおり実施する。

(1) 市民からの意見聴取及び進行管理部会の評価

調書を公開し、事業について市民からの意見聴取を行い、その意見を踏まえ、進行管理部会が評価を行う。

(2) 市長及び副市長のヒアリング及び事業査定

事業について市長及び副市長がヒアリングを実施し、市民の意見及び進行管理部会

の評価を踏まえ、最終の評価である事業査定を行う。

(評価・査定事業の選定)

第7条 評価・査定事業は、次のとおり選定又は抽出する。

- (1) 重点事業は、総合計画の推進に影響が大きい事業を選定する。
- (2) 無作為抽出事業は、総合計画に係る事業から無作為に抽出する。
- (3) 主管部選定事業は、総合計画に係る事業から主管部が選定する。

(評価・査定の結果)

第8条 評価・査定の結果は、推進委員会に報告し、市民に公開する。

2 推進委員会の委員は、査定結果を尊重し、所管事業に係る計画の策定及び予算要求に反映するよう努めるものとする。

(調書の作成)

第9条 主管部は、進行管理調書を作成し、事務局へ提出する。

2 進行管理調書の様式は、毎年度別に定める。

(問題点の報告)

第10条 主管部は、総合計画に係る事業の推進について、執行不能又は著しい遅延が生じるおそれがある等の問題が生じた場合は、進行管理問題点等報告書(別記様式)を事務局に提出する。

(事務局)

第11条 進行管理に係る事務を行う事務局は、企画管理部夢ビジョン推進課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、進行管理の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年5月20日から施行

する。

別記様式（第10条関係）

進行管理 問題点等報告書

年 月 日提出

主管部課決裁					
部長	総務担当課長	課長	副課長	係長	担当

主管部課係	部等		課		係	
担当者					内線	
整理番号	章		節		解決策	
	「目指す目標」に該当する事業					番号
事業名						
問題点等						
対策措置						

事務局決裁					
企画管理部長	課長	副課長	係長	担当	合議

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第23号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年5月17日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

道改第3号 市道池尻宇津根線道路改良工事（その3）

(2) 工事場所 亀岡市河原林町勝林島地内

(3) 工事種別 土木工事

(4) 工事概要

工事延長	L=358.0m	W=10.75m	
土工			1.0式
排水工	U型側溝工	L=329.9m	
	自由勾配側溝工	L=193.5m	
	街渠柵工	N=6.0箇所	
	集水柵工	N=4.0箇所	
	街渠工	L=6.9m	
	縁石工	L=205.8m	
舗装工	車道舗装工	A=1670.0㎡	
	歩道舗装工	A=667.0㎡	
付属施設工			
	転落防止柵	L=162.0m	
	車止め工	N=2.0箇所	
	警戒標識柱	N=3.0箇所	
	道路照明柱	N=2.0箇所	

(5) 予定価格 30,789,150円

（入札書比較金額 29,323,000円）

(6) 工期 契約日の翌日から175日間

(7) 部分払 無

(8) 前金払

有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内保証事業会社の保証が必要）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

(10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

(1) 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（土木工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成25年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また公告日から開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年5月17日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年5月17日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年5月22日（水） 午前9時から午後5時まで 平成25年5月23日（木） 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年5月27日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年5月21日（火） 正午まで 設計図書に関する質問 平成25年5月29日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年5月31日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年6月7日（金） 午前9時から午後5時まで 平成25年6月10日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年6月11日（火） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第24号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

平成25年5月17日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間
平成25年5月17日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第25号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成25年5月29日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成25年5月27日
午後0時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市東別院町鎌倉
- 3 種類 土佐犬
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雌
- 6 体格 大型
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 首輪（緑） チェーン首輪

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成25年6月1日）までに引取りのないときは処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

任免及び辞令

小川 博
 小寺 邦明
 櫻井 邦男
 長澤 康浩
 廣瀬 一夫
 石田 茂雄
 美馬 義晴
 石田 武夫
 柳原 和明
 山内 安
 小畑 茂
 日下部 健
 松本 博司
 松本 行雄
 浅田 邵男
 市原 靖夫
 廣瀬 義直
 茨木 國夫
 塚田 勇
 牧野 吉明
 三浦 正昭
 串崎 哲史
 藤本 妙子

(各 通)

亀岡市自治委員に委嘱します

平成25年5月1日

(各 通)

奥野 正三
 中西 康

亀岡市総合計画審議会委員の委嘱を解きます

(各 通)

藤井 伊
 美馬 義晴

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します

任期は平成26年3月1日までとします

平成25年5月16日

監査委員欄**公 表**

亀岡市監査公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成24年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年5月27日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

平成24年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
会計管理室 会計年度単位で定めた市有地敷地料において、納入通知書に記載された納期限が、5月9日となっていた。 財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと定められている。 規定に基づき適正な事務処理をされたい。	会計年度単位で定められた収入金は、財務規則の規定に基づき4月末の納期限とし、適正な事務処理を徹底した。

「揭示済」

亀岡市監査公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成24年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年5月27日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

平成24年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>産業観光部</p> <p>ア 農林振興課</p> <p>(ア) 会計年度単位で定めた市有地占用料において、納入通知書に記載された納期限が、4月27日となっていた。</p> <p>財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 臨時的任用職員の勤務条件通知書において、休憩時間が明示されていなかった。</p> <p>労働基準法には、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(ウ) 臨時的任用職員の勤務条件通知書において、任用期間が6箇月を超えていた。</p> <p>臨時的任用職員取扱規則には、臨時的任用職員の任用期間は、1日を単位として6箇月を超えないものとする定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>平成25年度においては、4月末日を納期限として、市有地占用料に係る納入通知書を送付した。</p> <p>平成25年度においては、臨時的任用職員の勤務条件通知書に、休憩時間を明示した。</p> <p>平成25年度においては、6箇月を超えない任用期間にて臨時的任用職員の勤務条件通知書を作成した。</p>

「揭示済」

教育委員会欄

規則

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月1日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第4号

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則（昭和47年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表城西小学校の項中「亀岡小学校区以外の区域」の次に「並びに曾我部町重利の一部の区域」を加え、同表曾我部小学校の項中「穴太の一部」の次に「及び重利の一部」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による公営施設使用の個人演説会等施設として、次の施設の指定を取り消したので告示する。

平成25年5月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

指定を取り消す施設

施設の名称	所在地
亀岡市立天川文化センター	亀岡市稗田野町天川本山22番地

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による公営施設使用の個人演説会等施設として、次の施設を指定したので告示する。

平成25年5月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

指定する施設

施設の名称	所在地
亀岡市立人権福祉センター	亀岡市稗田野町佐伯琴敷78番地1

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第16号

平成25年6月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成25年5月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成25年6月3日から
同月7日

「揭示済」

公平委員会欄

告示

亀岡市公平委員会告示第5号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月15日

亀岡市公平委員会
委員長 松本貞男

- 1 登録団体
亀岡市職員連絡会
代表者役職氏名 会長 林 佐百合
(主たる事務所所在地)
亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内
- 2 登録年月日 平成25年5月15日
- 3 登録番号 平成25年公平第7号

「揭示済」

農業委員会欄

規程

亀岡市農業委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年5月30日

亀岡市農業委員会
会長 田中義雄

亀岡市農業委員会規程第1号

亀岡市農業委員会規程の一部を改正する規程

亀岡市農業委員会規程（昭和32年亀岡市農業委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、農業振興部会の部会長は、部会で選任することができる。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、農業振興部会の部会長の職務代理者は、部会で選任することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

公 告

亀岡市農業委員会公告第2号

第57回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成25年5月27日

亀岡市農業委員会
会長 田中義雄

記

1 日 時 平成25年5月30日（木）
午後1時30分から

2 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 3階
302・303会議室

3 議 題

- (1) 平成24年度亀岡市農業委員会事業報告
- (2) 平成25年度亀岡市農業委員会事業計画
(案)
- (3) 亀岡市農業委員会規程の改正について
(案)

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第13号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成25年5月8日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成25年5月8日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名		住所
277	株式会社 三煌産業	代表取締役	渡辺 裕昭	亀岡市大井町南金岐尾垣内9番地

「揭示済」